

令和 8 管理年度  
 〔①令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月  
 ②令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月〕  
 ぶり  
 T A C (漁獲可能量) の設定及び配分について (案)

令和 8 年 1 月  
 水 産 庁

**1 T A C (案)**

**(1) 設定の考え方**

- ① 親魚量が令和 17 年度 (2035 年度) に、少なくとも 50% の確率で、暫定目標管理基準値 (目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量) を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する (漁獲シナリオ)
  - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、暫定目標管理基準値を達成する水準に調整係数 ( $\beta : 0.95$ ) を乗じた漁獲圧力をとする。
  - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力をとする。
  - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする (実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される)。
- ② 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値と、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値を A B C とし、T A C は当該値を越えない量とする。

**(2) 令和 8 管理年度 (①令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日、②令和 8 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日) (ステップ 2) の T A C (案)**

特定水産資源	T A C
ぶり	97,000 トン

※ 資源管理基本方針に基づき、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

**(参考 1) 資源管理の目標**

- (1) 目標管理基準値 : 222 千トン (MSY を達成するために必要な親魚量)
- (2) 暫定目標管理基準値 : 179 千トン (目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量)
- (3) 限界管理基準値 : 69 千トン (MSY の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量)
- (4) 禁漁水準値 : 9 千トン (MSY の 10 パーセントが得られる親魚量)

## （参考2）ぶり類の漁獲実績の推移

単位：万トン

	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)	H30年 (2018年)
ぶり類	8.7	9.3	9.5	10.6	10.8	10.0

（出典：農林水産統計より水産庁作成）

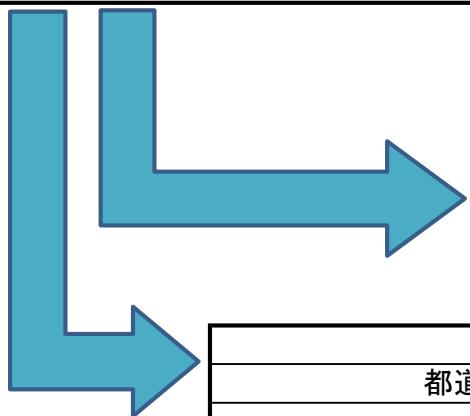
## 2 配分（案）

ステップ2のため、都道府県別TAC及び大臣管理TACについて、別紙のとおり、「試行水準」として設定することとする。

また、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年（令和3年から令和5年まで）の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。

## 令和8管理年度ぶりTACの設定について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
ぶり	97,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	試行水準

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	試行水準